

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 佐藤万奈 外1名

被告 国

原告ら弁論要旨
(国会での議論が期待できないこと)

2025（令和7）年1月31日

札幌地方裁判所民事第5部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 野 口 敏 彦

国会での議論が期待できないことにかかる原告ら代理人の弁論要旨は以下のとおりである。

1 はじめに

戦後から現在に至るまで、国会では、夫婦同氏制度の問題点が繰り返し指摘されてきたものの、政府は具体的な検討を行うことを避けてきた。

国会での議論状況を整理し、その長期にわたる停滞の要因を分析した上で、過去の2回の最高裁判断が国会に与えた影響を踏まえ、司法が果たすべき役割について述べる。

2 国会における議論の歴史

1947（昭和22）年、「共同生活をする者は同じ氏を称している」という、明治民法下の家制度によって義務づけられ浸透した習俗を踏襲するもの

として、夫婦同氏規定が制定された。

1954（昭和29）に開始された法制審議会における審議の時点においてすでに、夫婦別氏を認める社会的必要性が指摘され、検討すべき留保事項とされた。

夫婦同氏制度の問題点については、その後も国会において繰り返し指摘されてきた。例えば、1976（昭和51）年、参議院法務委員会において、「婦人にとって手かせ足かせの規定」となっていること、「人間としての本質的な生き方の問題とまさに結び付いている規定」であることが指摘された。また、1985（昭和60）年、参議院外務委員会においても、夫婦同氏制度が個人の社会生活や職業生活に与える影響について詳細な指摘がなされた。

3 法制審議会における家族法の見直し作業

以上の経緯を経て、ようやく1991（平成3）年、法務省は、家族法見直しの審議を開始し、複数回にわたってパブリックコメントを募集した。選択的夫婦別氏制度の導入については、賛成意見が圧倒的多数であった。

1996（平成8）年、5年にわたる検討を経て、法務省による選択的夫婦別氏制度導入のための民法改正案が公表された。その際、法務省は、「国民の間における生来の氏を称し続けることが一種の人格的利益であるとの主張の拡がり」を指摘している。

以上にもかかわらず、当時の与党議員の強い反対により、当該法案が国会に提出されることはなかった。

4 法案が廃案となってきた背景

それ以降、自民党以外の各政党からは、選択的夫婦別氏制度の導入のための民法改正案が幾度となく提出されてきたが、自民党の反対によって、いずれも廃案となってきた。

反対派が強い影響力を持ち続けている背景には、保守派の政治家たちの票田である、宗教右派の存在があると指摘されている。旧統一教会、神道政治連盟及び日本会議は、いずれも活発に反対運動を展開してきた。日本の政治が宗教右派の強い影響下にある中で、国会による真摯な議論を期待することは極めて困難である。

5 最高裁による合憲判断の影響

以上の状況下において、最高裁は、夫婦同氏制度は合憲であり、制度の在り方は国会で論じられるべき事項であるとの判断を示してきた。

平成27年大法廷判決による合憲判断は、国会が議論自体を行わないことを正当化する結果をもたらした。

令和3年大法廷決定が再度合憲との判断を下した際も同様であり、同決定の補足意見は、「最近の議論の高まりについても、まずはこれを国会において受け止めるべきであろう。」としたものの、それが国会の議論に反映されることはなかった。

6 結語

以上のとおり、各政権は、戦後から現在に至るまで、具体的な議論を避け続け、最高裁による合憲判断は、そのような不作為を正当化する根拠ともなってきた。司法においては、解決を安易に国会に委ねることなく、夫婦同氏制度が人権を侵害するものであることに向き合い、その責務を果たされたい。

以上